

A34 契約期間中の請負料金の変更は不要です。

【解説】

契約期間中に、出向社員の人数が増減したとしても、請け負った業務を変更することがなければ、その契約期間中は請負料金を変更する必要はありません。

MS 法人の請負業務は、人間の労働を中心としているので、その業務量はなかなか計測しがたいとともに不能率、不均一に流れやすいものです。

「請負料金」については、その適正を期することはもちろんですが人間の労働を主体とした契約のためにしばしば改訂が必要となるケースが多いようです。ですから、契約時にその点の条項を折り込んでおくべきです。

具体的には、契約段階において、その業務の内容や条件を「業務仕様書」に明確にしておき、さらに「期間」については原則として1年とし、毎年更新していくこととなります。